

石川県七尾美術館友の会会則

(名称)

第1条 この会は、石川県七尾美術館友の会(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、石川県七尾美術館(以下「美術館」という。)での展覧会等の事業を中心に美術品の鑑賞や学習などに参加し、もって本会会員の教養に資するとともに、広く美術の普及・芸術文化の向上に寄与することを目的とする。

(会員)

第3条 会員は、前条の目的に賛同し、年度会費(以下「会費」という。)を添えて、必要事項を記載した入会申込書(以下「会員申込書」という。)を提出した者をいう。

(会費等)

第4条 会費は1,000円とし、納入された会費は、原則として払い戻さない。

2 会員は、研修・講座等に参加する場合、必要に応じて会費とは別に参加費を負担するものとする。

(会員証)

第5条 会員に、会員証を交付する。

2 会員証の有効期限は、当該年度の3月末日までとする。

(特典)

第6条 会員は、次の特典を受けることができる。

- (1)美術館の展覧会等の事業を掲載した石川県七尾美術館だよりの配布
- (2)美術館及び石川県能登島ガラス美術館で開催の展覧会観覧料を団体料金に割引【会員本人と同伴者2名まで】
- (3)割引提携館(別表)が主催する展覧会観覧料を団体料金に割引【会員本人のみ】
- (4)美術館で開催の特別企画展の開会式(内覧会)への招待(一部除く)【会員本人のみ】
- (5)美術館展覧会関連の販売グッズの割引(一部グッズ除く)【会員本人のみ】
- (6)美術館喫茶室の飲食代金の割引【会員本人のみ】
- (7)その他本会主催事業など事務局が定める事項

(個人情報の取扱)

第7条 本会は、会員申込書を厳重に管理し、会員の把握や美術館の催物案内等の目的以外には使用しない。第三者に対する情報提供は、本人の承諾なしにこれを行わない。

(届出事項)

第8条 会員は、会員申込書の届出事項に変更があった場合は、直ちに本会に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告がないために生じた会員の不利益又は損害について、本会は一切の責任を負わない。

(会員資格の停止及び取消)

第9条 本会は、会員が次の各号の一に該当する場合は、事前に通知することなく、直ちに会員の資格を停止し、又はこれを取り消すことができるものとする。なお、これにより、当該会員又は第三者に損害が生じたとしても、本会は一切責任を負わない。

- (1)本会及び美術館の運営を妨害する行為があった場合
- (2)入会申込内容に虚偽の記載があった場合

(3)その他会員として不適当であると事務局が認める場合

(特典及び事業の中止等)

第10条 本会は、次の各号の一に該当する場合、会員への予告なしに、特典及び事業を中止又は変更する
場合がある。

- (1)本会又は美術館が、その運営を維持するために、緊急の事務や作業等を行う場合
- (2)美術館が天災、人災等による被害を被った場合
- (3)その他非常事態が起こった場合

(事務局)

第11条 本会の事務局は、美術館に置く。

(補則)

第12条 この会則に定めるもののほか、本会の運営等に関し必要な事項は、事務局で協議して決定する。

附 則

- 1 この会則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この会則は、平成28年1月1日から施行する。
- 3 この会則は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

	館 名	住 所	電話番号
1	石川県立美術館	金沢市出羽町2番1号	076-231-7580
2	石川県立歴史博物館	金沢市出羽町3番1号	076-262-3236
3	金沢市立中村記念美術館	金沢市本多町3丁目2番29号	076-221-0751
4	能登国分寺展示館	七尾市国分町り部9	0767-52-9850
5	七尾城史資料館	七尾市古屋敷町シカマ藪8番地の2	0767-53-4215
6	懐古館飯田家	七尾市古屋敷町夕8-6	0767-53-6674
7	中島お祭り資料館・お祭り伝承館(祭り会館)	七尾市中島町横田1部148番地	0767-66-2200
8	明治の館(室木家)	七尾市中島町外ナ部13番地	0767-66-0175
9	石川県輪島漆芸美術館	輪島市水守町四十苅11番地	0768-22-9788
10	珠洲市立珠洲焼資料館	珠洲市蛸島町1-2-563	0768-82-6200